

施術所・出張施術業

# 開設の手引き



東 京 都 北 区 保 健 所

## 目 次

1. 施術所の開設について	P.1
2. 施術所の名称	P.2
3. 施術所の構造設備基準	P.3
4. 施術所開設届出事項の変更について	P.4
5. 施術所の休止・廃止・再開について	P.4
6. 広告の制限	P.5
7. 出張施術業について	P.6

## 資 料

1. 施術所開設届（あはき法に基づく）	P.7
2. 施術所開設届（柔整法に基づく）	P.9
3. 施術所平面図	P.11
4. 出張施術業務開始届	P.12

●届出様式のダウンロード（URL もしくは二次元コードをご参照ください。）

施術所の手続き

<https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/medical/1009075/1009080.html>



出張施術業の手続き

<https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/medical/1009075/1009081.html>



●手引きで使用する略称

略称	名称
あはき法	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
あはき規	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則
柔整法	柔道整復師法
柔整規	柔道整復師法施行規則
広告ガイドライン	あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について（令和7年2月18日付医政発0218第1号厚生労働省医政局長通知）

## 1. 施術所の開設について

北区内で施術所を開設（新規開設、移転、開設者変更）した場合、開設届の提出が必要となります。開設後、10日以内に提出してください。開設届の記載方法は資料ページを参照してください。

提出書類	部数	注意事項
施術所開設届	2部	あはき法と柔整法では様式が異なります。
添付書類 業務に従事する施術者の免許証 の写し	2部	本証を提示してください。
平面図	2部	待合室と施術室の寸法及び面積、外気開放部分の寸法及び面積、ベッドや消毒設備及び換気装置の場所を記載してください。 なお、平面図は別紙でも構いません。
登記事項証明書	2部	法人開設の場合に添付してください。 2部のうち1部は原本を提出してください。 6ヶ月以内に発行されたものが有効です。
定款（寄附行為）の写し	2部	法人開設の場合に添付してください。

4月1日に施術所開設と仮定した場合の、手続きの流れの目安です。

4月1日	4月上旬	4月上旬～中旬	検査終了後
事前相談 → 開設	→ 開設届提出	→ 立入検査	→ 副本交付

施術に係る療養費の受領委任制度に関する手続きについては、予め、関東信越厚生局東京事務所へお問い合わせください。

関東信越厚生局東京事務所

新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階 電話03(6692)5119

## 2. 施術所の名称

施術所の名称は、あはき法、柔整法及び広告ガイドラインの規制を受けます。

### 《広告可能な名称の例》

	内容	具体例
ア	提供する施術業態を特定せずに「施術所（院）」と表記すること	〇〇施術所（院） 等
イ	提供する施術業態（マッサージ、はり、きゅう等）に「治療院（所）」「療院（所）」を付けること	〇〇鍼灸治療院、〇〇鍼灸療院、〇〇鍼灸治療所等
ウ	マッサージ、はり等の業務の種類のみを表記すること	〇〇マッサージ、はり・きゅう〇〇 等
エ	施術所が併設されている場合等に併記すること	〇〇接骨院・鍼灸院、〇〇接骨院・〇〇鍼灸院 等

### 《広告不可な名称の例》

上記以外は広告不可ですが、特に留意すべき表現を以下に示します。

	内容	具体例
ア	「病院又は診療所等」と誤解する恐れがあるものを含んでいる名称	〇〇診療所、〇〇治療所、〇〇治療室、〇〇療院、〇〇はり科療院、〇〇（施術業態を含まない）治療院、メディカル、クリニック、リハビリ、ドック 等
イ	あはき、柔整以外の業態と紛らわしい名称	カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、リフレクソロジー、アスレチック、コンディショニング、リラックス、サポート 等
ウ	提供する施術業態が混ざっている名称	〇〇鍼灸接骨院、〇〇マッサージ接骨院 等
エ	対象者を限定するもの	〇〇女性専門療院、〇〇レディース、子ども、スポーツ、アスリート、美容、交通事故専門、むちうち専門 等
オ	施術内容・技能・方法を含んでいる名称	東洋医学、温鍼、中国鍼灸、美容鍼灸、不妊鍼灸、更年期障害、背骨専門、漢方、気功、無痛治療、電気療法 等
カ	効能を含んでいる名称、優良な施術所と思わせる名称	姿勢改善、小顎矯正、骨盤矯正、（施術が優良であることを示す意味で）巧み 等
キ	広告不可とされている名称と広告可能とされている名称を併記している名称	メディカル〇〇鍼灸院、サロン〇〇接骨院 等
ク	その他、施術所と分かりにくい名称	〇〇堂、〇〇館、〇〇道場、〇〇センター、〇〇ステーション、サロン、ほぐし処、研究所 等

### 3. 施術所の構造設備基準

施術所を開設する際は、以下の基準を満たす必要があります。

太字は法定事項です。必ず満たさなければなりません。細字は指導事項です。

項目	内 容	
<b>構造設備基準</b> <i>(あはき法第9条の5第1項)</i> <i>(あはき規第25条)</i> <i>(柔整法第20条第1項)</i> <i>(柔整規第18条)</i>	<b>施術室</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6. 6平方メートル以上の面積を有する専用の施術室であること。</li> <li>・室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること。（ドアは開放面積に含まない。）</li> <li>・施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。</li> </ul>
	<b>待合室</b>	<b>3. 3平方メートル以上の面積を有すること。</b>
<b>衛生上必要な措置</b> <i>(あはき法第9条の5第2項)</i> <i>(あはき規第26条)</i> <i>(柔整法第20条第2項)</i> <i>(柔整規第19条)</i>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に清潔に保つこと。</li> <li>・採光、照明及び換気を充分にすること。</li> </ul>	
<b>施術室と待合室の区画</b>	<p>施術室、待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られているものであることが望ましい。</p> <p>（防災上、固定されたパーテーション等で区画することはやむを得ない。）</p>	
<b>施術所の独立性</b>	<p>施術所は、住居や店舗などと構造上、機能上独立している必要がある。ただし、一定の条件の下で、施術室以外の構造設備を共用することはやむを得ない。（<b>施術室は専用である必要がある。</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅に施術所を設ける場合</li> <li>・施術所内に、居宅支援事業所等を設ける場合</li> <li>・施術所内で民間療法を行う場合</li> </ul>	
<b>施術室のベッド</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーの保護に配慮して、ベッドごとにカーテンを設けることが望ましい。</li> <li>・施術者の人数に対し、ベッドの数があまりにも多いのは望ましくない。</li> </ul>	

※あはき法と柔整法に基づく施術所を併設する場合の構造設備について  
原則はそれぞれ2つの構造設備を持つことになりますが、一定の条件の下で、構造設備の共用が認められる場合があります。事前に相談してください。

<b>1人（両方の免許所有者）で開設する場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の施術室は共有（ひとつ）で良いが、ベッドは2台用意すること。</li> <li>・待合室は共有（ひとつ）で良い。</li> </ul>
<b>免許所有者が2人以上の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あはき法の施術室（6. 6平方メートル以上）と、柔整法の施術室（6. 6平方メートル以上）を必ず区画し、施術室への</li> </ul>

	<p>出入り口も別々に設けること。</p> <p>・待合室も、施術室同様に区画することが望ましいが、十分なスペースがあれば共用してもやむを得ない。ただし、待合室から各施術室に入れる構造であること。</p>
--	--

## 4. 施術所開設届出事項の変更について

施術所の開設届出事項に変更が生じた場合、変更届の提出が必要となります。変更事項に応じて、以下の書類を添付し、変更後10日以内に2部提出してください。

変更事項	提出書類、添付書類		部数
構造設備	施術所開設届出事項一部変更届		2部
	添付書類 ・平面図（新）、平面図（旧） 変更箇所を色付けしてください。		2部
業務に従事する施術者	施術所開設届出事項一部変更届		2部
	添付書類 ・業務に従事する施術者の免許証の写し 本証を提示してください。 ・従事者変更（別紙）		2部
開設者（個人）氏名 施術者氏名 【戸籍の変更による】	施術所開設届出事項一部変更届		2部
	添付書類 ・戸籍抄（謄）本（原本）…提示してください。 免許証の書換え交付済の場合には免許証の写し…本証を提示してください。		2部
開設者（法人）名称 開設者（法人）所在地	施術所開設届出事項一部変更届		2部
	添付書類 ・登記事項証明書 2部のうち1部は原本を提出してください。変更の経緯がわかるもので、6ヶ月以内に発行されたものが有効です。		2部
開設者（個人）住所 施術所名称 業務の種類	施術所開設届出事項一部変更届		2部
	添付書類 添付書類不要です。 あはき法に基づく施術所の場合、施術者の変更の際に業務の種類を合わせて変更しなければならない場合があります。		/

## 5. 施術所の休止・廃止・再開について

施術所を休止、廃止、再開する場合、届出の提出が必要となります。それぞれ事後10日以内に2部提出してください。なお、休止期間は原則1年以内になります。

提出書類	部数	注意事項
施術所休（廃）止、再開届	2部	あはき法と柔整法では様式が異なります。

## 6. 広告の制限

あはき法第7条第1項又は柔整法第24条第1項の規定により広告が可能とされた事項以外は、何人もいかなる方法によるを問わず、広告をしてはならないとされています。

### あはき法に基づく施術所で認められている広告事項（あはき法第7条第1項、第2項）

- ・施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- ・法律第1条に規定する業務の種類
- ・施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ・施術日又は施術時間
- ・その他厚生労働大臣が指定する事項

もみりょうじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）

あはき法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（※開設の届出をした旨）

医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

予約に基づく施術の実施

休日又は夜間における施術の実施

出張による施術の実施

駐車設備に関する事項

### 柔整法に基づく施術所で認められている広告事項（柔整法第24条第1項、第2項）

- ・柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ・施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ・施術日又は施術時間
- ・その他厚生労働大臣が指定する事項

ほねつぎ（または接骨）

柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨（※開設の届出をした旨）

医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

予約に基づく施術の実施

休日又は夜間における施術の実施

出張による施術の実施

駐車設備に関する事項

### ※違反の多い広告の例

『交通事故取扱い』『各種保険取扱い』『料金』『適応症（ガン・腰痛・肩こり等）、効果効能』『出身校・経歴』『技能及び施術方法』『法以外の医業類似行為（整体・カイロプラクティック・エステティック等）』

※詳細は下記 URL もしくは二次元コードから広告ガイドラインをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_48702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_48702.html)



## 7. 出張施術業について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が自宅からの出張のみによる施術業務を開始した場合、出張施術業務開始届の提出が必要となります。開始後10日以内に提出してください。届出場所は自宅住所を管轄する保健所です。

なお、すでに施術所を開設されていて、施術所から出張する場合には、出張施術業務開始届の提出は必要ありません。

提出書類		部数
出張施術業務開始届		2部
添付書類	業務に従事する施術者の免許証の写し 本証を提示してください。	2部

届出事項に変更が生じた場合や、業務の廃止・休止・再開の手続きについては、以下の書類の提出が必要となります。

変更事項	提出書類、添付書類		部数
氏名の変更	・出張施術業廃止届（旧氏名） ・出張施術業務開始届（新氏名）		2部
	添付書類	免許証の写し 本証を提示してください。	2部
住所の変更 (北区内での引越) (地番変更)	・出張施術業廃止届（旧住所） ・出張施術業務開始届（新住所）		2部 2部
	添付書類	免許証の写し 本証を提示してください。	2部
住所の変更 (北区外への引越)	・出張施術業廃止届（旧住所）		2部
	添付書類	添付書類不要です。 新たな住所地で出張施術業を行う場合には、新しい住所地を管轄する保健所等への出張施術業務開始届が必要となります。	/
廃止、休止、再開する場合	・出張施術業休（廃）止、再開届		2部
施術所を開設する場合	施術所から出張可能な場合は、事前に開設場所を管轄する保健所に確認のうえ、出張施術業廃止届を提出してください。		/

開設届提出日を記入。 年 月 日

東京都北区保健所長 殿

個人開設の場合：開設者の自宅住所  
法人開設の場合：主たる事務所の  
所在地

開設者

住 所

氏 名

電 話 番 号 ( )

ファクシミリ番号 ( )

〔法人にあっては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕柔道整復師法規定の  
施術所については、  
別様式で届出をすること。

## 施 術 所 開 設 届

施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

第9条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称			名称には○○鍼灸院、□□あん摩マッサージ指圧院等、業務の種類を含めることが望ましい。			
2 開 設 の 場 所			ビル名まで記載すること。 電 話 番 号 ( ) ファクシミリ番号 ( )			
3 開 設 年 月 日			開設届提出日より前の日付を記載すること。			
4 業 務 の 種 類			<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう 該当する業務の種類にチェックを入れること。			
5 業務に従事する施術者の氏名等						
免許の種別	氏 名	目の見えないもの	交付者名	登録年月日	登録番号	確認欄
				年 月 日	第 号	
免許の種別（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）を記入すること。			「厚生労働大臣」「東京都知事」等と記入すること。			
				年 月 日	第 号	
				年 月 日	第 号	
「あん摩マッサージ指圧」「はり」「きゅう」の免許のうち、複数免許を所有する者については、それぞれ記入すること。						
				年 月 日	第 号	

(日本産業規格A列4番)

6 構造設備の概要		(裏)		
		専用の施術室、待合室の面積をそれぞれ記入すること。		
6-1専用の施術室		面 積	外気開放面積	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
6-2待合室		面 積	外気開放面積	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
6-3器具、手指等の消毒設備		実際に使用する消毒液の商品名を記入すること。		
7 開設者の免許		法人の場合は、免許証の有無は「無」となる。		
免許証の有無	登録者名	登録年月日	登録番号	確認欄
有・無		年 月 日	第 号	
8 施術日時		【記載例】月～金 ○時～○時、○時～○時 土 ○時～○時 日・祝 休み		
9 注意事項				
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 該当する□の中にレをつけること。</li> <li>2) 業務に従事する施術者免許証の本証を持参し、写しを添付すること。</li> <li>3) 平面図を添付すること。</li> <li>4) 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款(寄附行為)を添付すること。</li> <li>5) 目の見えない者の欄には、該当する場合に□の中にレをつけること。</li> </ol>				

<添付書類>

○個人開設・法人開設共通

- ・業務に従事する施術者の免許証の写し2部：原本も提示すること。
- ・平面図2部：待合室と施術室及び窓の場所及び面積、ベッド、消毒設備及び換気装置の場所が記入されていること。

○法人開設の場合、以下の書類があわせて必要

- ・登記事項証明書(原本)1部とその写し1部：発行から6ヶ月以内のもの。
- ・定款(寄附行為)の写し2部

開設届提出日を記入。

年 月 日

東京都北区保健所長 殿

個人開設の場合：開設者の自宅住所  
法人開設の場合：主たる事務所の  
所在地

開設者

住 所

氏 名

電 話 番 号 ( )

ファクシミリ番号 ( )

〔 法人にあっては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

あんまマッサージ指圧師、  
はり師、きゅう師等に関する  
法律で規定する施術所  
については、別様式で届出  
をすること。

## 施 術 所 開 設 届

施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	名称は、□□接骨院とするのが望ましい。 ○○鍼灸接骨院は法律が異なるため認められない。			
2 開 設 の 場 所	ビル名まで記載すること。 電 話 番 号 ( ) ファクシミリ番号 ( )			
3 開 設 年 月 日	開設届提出日より前の日付を記載すること。			
4 業 務 の 種 類	柔道整復			
5 業務に従事する柔道整復師の氏名等				
氏 名	交付者名	登録年月日	登録番号	確認欄
		年 月 日	第 号	
	「厚生労働大臣」「東京都知事」等 と記入すること。	年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	

(日本産業規格A4列4番)

6 構造設備の概要		専用の施術室、待合室の面積をそれぞれ記入すること。 (裏) 窓の面積を記入すること。		
6-1専用の施術室	面 積	外気開放面積	換気装置	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	有・無	
6-2待合室	面 積	外気開放面積	換気装置	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	有・無	
6-3器具、手指等の消毒設備	実際に使用する消毒液の商品名を記入すること。			
7 開設者の免許 法人の場合は、免許証の有無は「無」となる。				
免許証の有無	交付者名	登録年月日	登録番号	確認欄
有・無		年 月 日	第 号	
8 施術日時	【記載例】月～金 ○時～○時、○時～○時 土 ○時～○時 日・祝 休み			
9 注意事項				
1) 業務に従事する柔道整復師免許証の本証を持参し、写しを添付すること。 2) 平面図を添付すること。 3) 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款(寄附行為)を添付すること。				

＜添付書類＞

○個人開設・法人開設共通

- ・業務に従事する施術者の免許証の写し2部：原本も提示すること。
- ・平面図2部：待合室と施術室及び窓の場所及び面積、ベッド、消毒設備及び換気装置の場所が記入されていること。

○法人開設の場合、以下の書類があわせて必要

- ・登記事項証明書(原本)1部とその写し1部：発行から6ヶ月以内のもの。
- ・定款(寄附行為)の写し2部

施術所平面図	
名称	施術所名称を記入。
<b>記入例</b>	
施術室面積 (あはき) : _____ m <sup>2</sup>	待合室面積 : _____ m <sup>2</sup>
施術室面積 (柔道整復) : _____ m <sup>2</sup>	縮尺 1/50・1/100・その他( / )
施術室面積を記入。 記載上の注意	
施術室面積を記入。 * 各室の用途を明示すること。(施術室、待合室等) * 施術室の外気開放面積(又は換気装置)とその位置、消毒設備の位置を明示すること。 * 寸法、床面積を書き入れること。(窓に関しては縦横の寸法を明記すること。)	

開始届提出日を記入。 年 月 日

東京都北区保健所長 殿

届出者 住 所

(ふりがな) 氏 名

自宅住所、氏名を記入すること。

電 話 番 号 ( )  
ファクシミリ番号 ( )

## 出張施術業務開始届

専ら出張のみによる施術業を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

記 開始届提出日より前の日付を記載すること。

1 業務の開始年月日	年 月 日			
2 業務の種類	<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう 該当する業務の種類にチェックを入れること。			
3 免許証の交付者名、免許証番号及び登録年月日				
業務の種類	交付者名	登録年月日	登録番号	確認欄
あん摩マッサージ指圧師	「厚生労働大臣」「東京都知事」等と記入すること。	年 月 日	第 号	
はり師		年 月 日	第 号	
きゅう師		「あん摩マッサージ指圧」「はり」「きゅう」の免許のうち、複数免許を所有する者についてはそれぞれ記入すること。		

## 4 注意事項

- 該当する□の中にレをつけること。
- 業務に従事する施術者免許証の本証を持参し、写しを添付すること。

&lt;添付書類&gt;

- 業務に従事する施術者の免許証の写し2部：原本も提示すること。

# 『施術所・出張施術業 開設の手引き』

平成 21 年 3 月 25 日発行  
令和 8 年 1 月 1 日改訂  
北区保健所生活衛生課医薬衛生  
北区東十条 2-7-3  
03(3919)0727 (医薬衛生直通)  
03(3919)0376 (生活衛生課代表)

刊行物登録番号  
20-1-147